

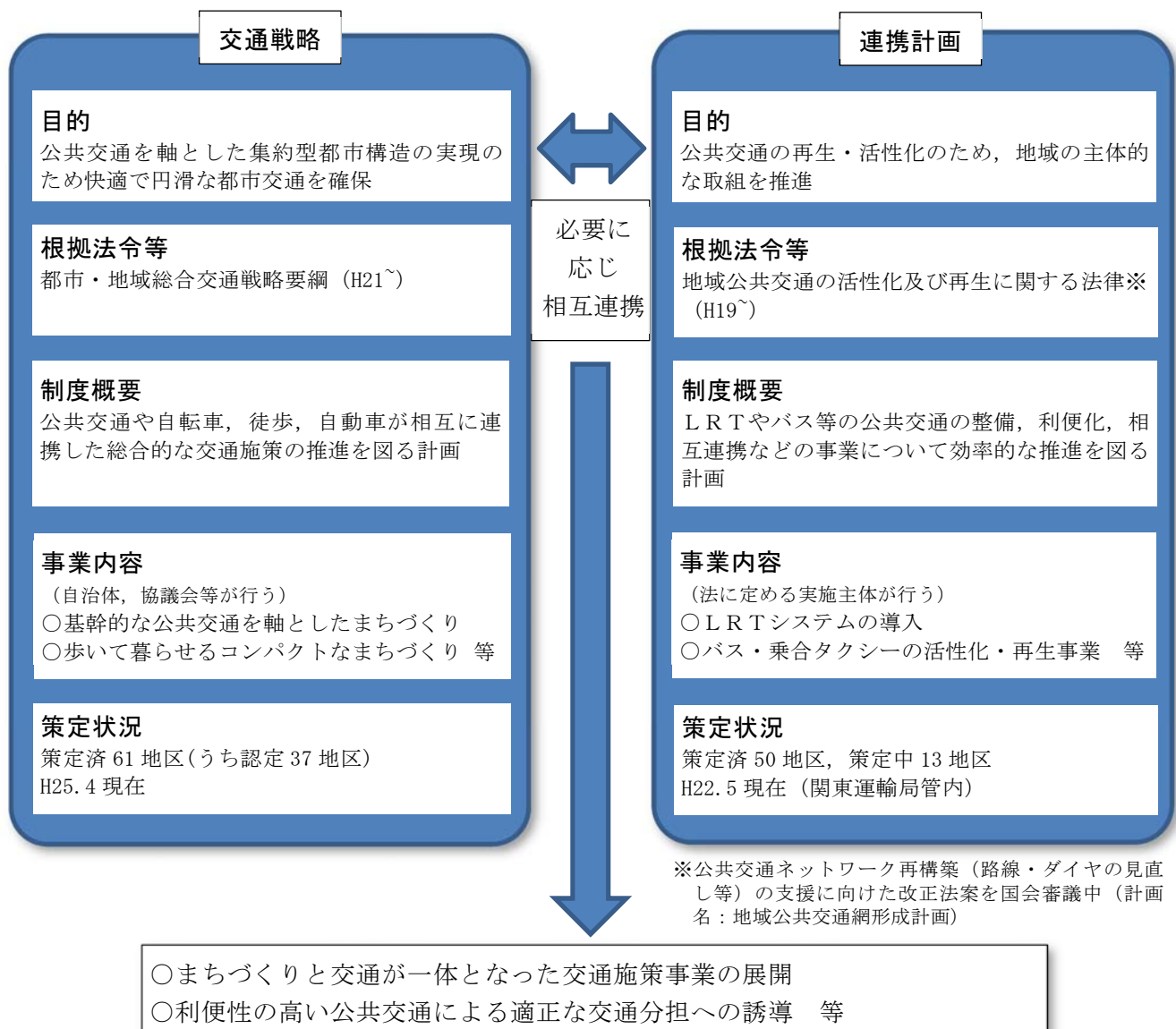
交通戦略と地域公共交通総合連携計画について

○ 趣旨

上下分離方式によるLRTの整備や公共交通利便化策の円滑な実施に向けては、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」）の策定が必要となることから、交通戦略と連携計画の関係、取組の方向について報告するもの

1 国における交通戦略と連携計画の関係

国においては、交通戦略と連携計画は、上下・包含・先後関係はなく、必要に応じて連携する関係としている。



2 本市の取組の方向

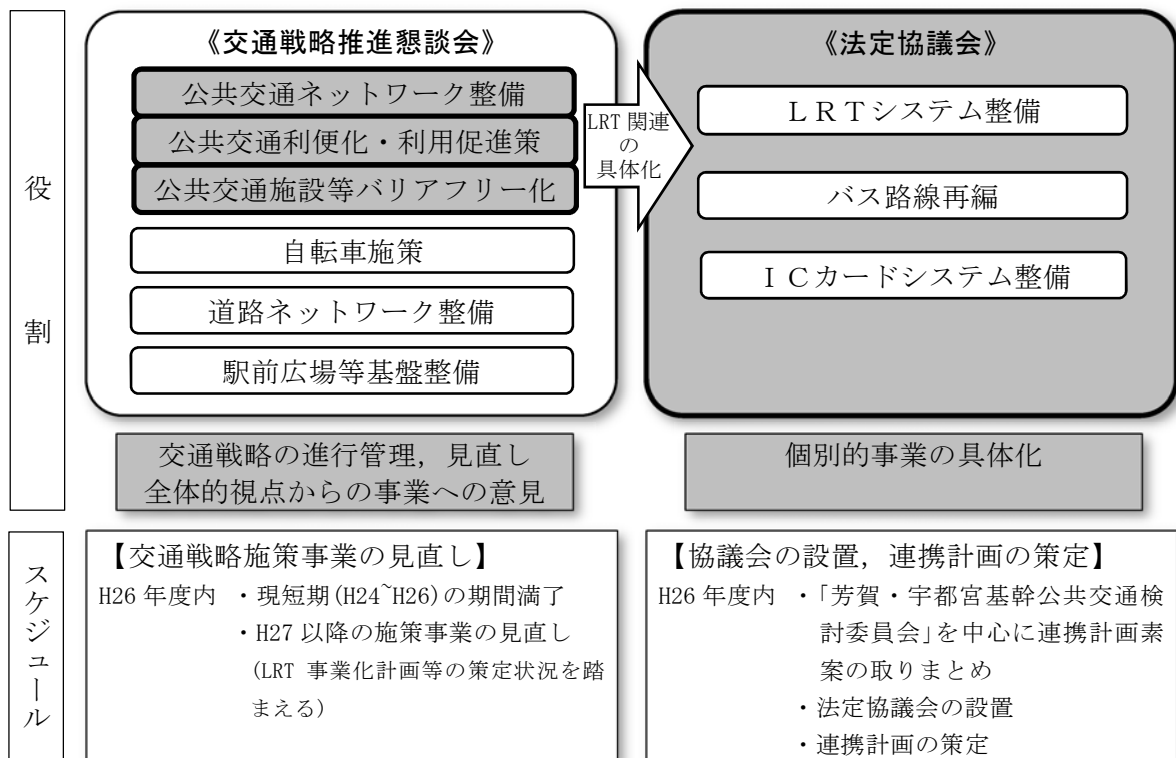
(1) 計画の位置付け

- ・ネットワーク型コンパクトシティの実現を支える総合交通ネットワークの形成を目指す交通戦略に基づき、芳賀町を含むLRTの整備及び関連事業を具体化するための計画として連携計画を策定する。

(2) 組織体制の位置付け

- ・連携計画を策定するために法律で設置が求められている協議会（以下「法定協議会」）は、特定かつ広域的事業を協議するものであるため、本市交通ネットワーク全体について協議する交通戦略推進懇談会（以下「懇談会」）とは別に、適切な時期に設置する。

＜＜施策展開のイメージ＞＞



(参考) 懇談会・法定協議会構成対照表

交通戦略推進懇談会(任意組織)	法定協議会(法の規定)
市，県	関係する市，町
バス事業者，鉄道事業者	関係する公共交通事業者等
道路管理者(国，県)	道路管理者， <u>その他の事業実施見込者</u>
栃木県警	公安委員会
連合自治会長ほか7団体の代表	<u>地域公共交通の利用者</u>
学識経験者	学識経験者
県バス協会，宇都宮タクシー事業者協議会 栃木運輸支局，関東地方整備局，関東運輸局	その他市町が必要と認める者